特定非営利活動法人　ケアハウス研究会　定款

第１章　　総　　則

（名　称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人　ケアハウス研究会という。

（事務所）

第２条　この法人は、東京都港区に置く。

第２章　　目的及び事業

（目　的）

第３条　この法人は、高齢者の交流の場の提供及び、高齢化社会の担い手となる介護従事者の養成及び教育を実施し、高齢者の方々が地域で自立して生活できるよう支援することを目的とする。

（特定非営利活動法人の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）　保険医療又は福祉の増進を図る活動

（２）　まちづくりの推進を図る活動

（３）　以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動法人に係る事業として、次の事業を行う。

（１）　高齢者の交流広場づくり

（２）　高齢者の介護従事者の養成及び教育

（３）　高齢者の自立支援活動として在宅介護支援センターの運営

（４）　高齢者ケアの研究会の企画及び実施

（５）　その目的を達成するために必要な事業

第３章　　会員

（種　別）

第６条　この法人の会員は次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

(1) 正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
(2) 準会員　この法人の目的に賛同して団体の活動を支援するため入会した個人または団体

（入　会）
第７条　会員の入会については特に条件は定めない。
２　入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。
３　理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
４　理事長は、第２項のものの入会を認めないときは速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）
第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
（会員の資格の喪失）
第９条　会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1)　退会届の提出をしたとき。
(2)　本人が死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき又は会員である団体が消滅したとき。
(3)　継続して、１年以上会費を滞納したとき。
(4)　除名されたとき。
（退　会）
第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。
（除　名）
第 11 条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明する機会を与えなければならない。
(1)　法令又はこの法人の定款に違反したとき。
(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反した行為をしたとき。
（拠出金品の不返還）
第 12 条　既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第４章　役　員

（種別及び定数）

第 13 条　この法人は、次の役員を置く。

(1)　理事　　３人以上

(2)　監事　　１人以上

２　理事のうち１人を理事長、１人を副理事長とする。

（選任等）

第 14 条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員は、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　法第２０条各号のいずれかに該当する者は、役員になることができない。

５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職　務）

第 15 条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

３　理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４　監事は次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第 16 条　役員の任期は、２年とする。ただし再任を妨げない。

２　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　任）

第18条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第19条　役員はその総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第５章　　総　会

（種　別）

第20条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構　成）

第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（権　能）

第22条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散

(3)　合併

(4)　事業計画及び収支予算並びにその変更

(5)　事業報告及び収支決算

(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7)　入会金及び会費の額

(8)　借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第４９条において同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄

(9)　事務局の組織及び運営

(10)　その他運営に関する重要事項

（開　催）

第23条　通常総会は毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき。

(3) 第１５条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招　集）

第24条　総会は、前条第２項第３号の場合は除き、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から１０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議　長）

第25条　総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、理事長がこれにあたる。

（定足数）

第26条　総会は、正会員数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議　決）

第27条　総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところにある。

（表決権等）

第28条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、前２条、次条第１項及び第５０条の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、この法人と正会員との関係につき議決する場合においては、その正会員はその議決に加わることができない。

（議事録）

第29条　総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあって

はその数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が署名、押印しなければならない。

第６章　　理事会

（構　成）

第30条　理事会は、理事をもって構成する。

（権　能）

第31条　理事会は、この定款に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開　催）

第32条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 現理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第１５条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招　集）

第33条　理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１０日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも、５日前までに通知しなければならない。

（議　長）

第34条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（議　決）

第35条　理事会における議決事項は、第３３条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の

決するところにある。

（表決権等）

第36条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の決議について、この法人の理事との関係につき議決する場合においては、その理事はその議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第37条　理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第７章　　資産及び会計

（資産の構成）

第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収集

(6) その他の収入

（資産の区分）

第39条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

（資産の管理）

第40条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、

理事長が別に定める。

（会計の原則）

第41条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第42条　この法人の会計は、特定非営利活動にかかわる事業に関する会計の１種とする。

（事業計画及び収支予算）

第43条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときには、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

２　前項の収入支出は、新たに成功した予算の収入支出とみなす。

（予備費設定及び使用）

第45条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第46条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第47条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

（事業年度）

第48条　この法人の事業年度は毎年２月１日に始まり、翌年の１月３１日に終わる。

（臨機の措置）

第49条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするとき、総会の議決を経なければならない。

第８章　　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 50 条　この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経て、なおかつ、法第２５条第３項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を受けなければならない。

（解　散）

第 51 条　この法人は、次の各号に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の議決

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の承認を受けなければならない。

（清算人の選任）

第 52 条　この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

（残余財産の帰属）

第 53 条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、民法第三十四条の規定により設立された法人のうち総会で議決したものに譲渡するものとする。

（合　併）

第 54 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の４分の３以上の議決を経て、なおかつ所轄庁の認証を受けなければならない。

第９章　　公告の方法

（公告の方法）

第 55 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、日本経済新聞に掲載して行う。

第１０章　　事務局

第１０章　　事務局

（事務局の設置等）

第56条　この法人に、この法人の事務を処理するための事務局を置く。

２　事務局には、事務局長その他の職員を置く。

３　事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。

４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第１１章　　雑　則

（細　則）

第57条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の設立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、第１４条第１項及び第２項の規定に係らず、次に掲げるものとする。

理 事 長　　西澤　弘祐
副理事長　　脇田　吉広
理　　事　　安藤　毅
監　　事　　千葉　脩作

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、この法人が成立した日から平成１６年３月３１日までとする。

４　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４３条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところのものとする。

５　この法人の設立当初の事業年度は第４８条の規定にかかわらず、成立の日から平成１６年１月３１日までとする。

６　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員(1)	入会金	１０，０００円	
(2)	会　費	１，０００円	（１ヶ月）
準会員(1)	入会金	５，０００円	
(2)	会　費	５００円	（１ヶ月）